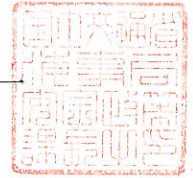




国海安第272号  
平成26年12月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
加藤 光



船舶検査心得の一部改正について

標記について、航海用具の基準を定める告示に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



平成26年12月  
国土交通省  
海事局安全政策課

## 航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う船舶検査心得の 一部改正について

### 1 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約の内容を船舶設備規程等に取り入れて安全規制を実施している。

今般、IMOにおいて、航海情報記録装置(以下、VDR)の性能基準に関する勧告の改正案が採択され、平成26年7月1日以降より適用されていたところ、我が国においては航海用具の基準を定める告示について所要の改正を行い、平成27年1月1日以降船舶に備え付けるものより適用することとしているところであるが、これに伴い以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

### 2 改正の概要

- ・ 固定式保護容器及び自動浮揚容器に関する規定の新設
- ・ 記録すべきデータ項目の追加（ECDIS、AIS等）等

### 3 今後の予定

公 布 : 平成26年12月26日  
施 行 : 平成27年1月1日